

# 住 民 税

個 人 の 市 民 税

個 人 の 県 民 税

法 人 の 市 民 税



3. 平成26年度所得割額調べ（平成26年6月30日現在）

(1) 所得段階別

単位 千円、構成比%

課税所得段階	人員	総所得金額	課 税 所得金額	算 出 所得割額	差 引 所得割額	構成比
<b>合 計</b>	<b>17,165</b>	<b>50,435,446</b>	<b>33,903,420</b>	<b>1,924,288</b>	<b>1,962,867</b>	<b>100.00</b>
10万円以下	878	1,233,929	713,393	21,511	20,380	1.04
100万円 "	7,288	10,274,178	4,743,953	262,086	242,636	12.36
200万円 "	4,984	12,018,566	7,391,274	431,626	415,344	21.16
300万円 "	1,944	7,233,827	4,844,566	286,392	378,394	19.28
400万円 "	839	4,218,087	2,968,226	175,613	172,746	8.80
550万円 "	546	3,509,863	2,624,894	154,122	152,269	7.76
700万円 "	227	1,932,940	1,518,044	86,473	85,437	4.35
1,000万円 "	187	1,948,095	1,591,910	93,758	92,111	4.69
1,000万円超	272	8,065,961	7,507,160	412,707	403,550	20.56

(2) 所得区分別

単位 千円、構成比%

所得区分	人員	総所得金額	課 税 所得金額	算 出 所得割額	差 引 所得割額	構成比
<b>合 計</b>	<b>17,165</b>	<b>50,435,446</b>	<b>33,903,420</b>	<b>1,924,288</b>	<b>1,862,867</b>	<b>100.00</b>
給 与	11,939	34,332,297	22,430,926	1,345,378	1,311,945	70.42
営 業 等	949	3,159,949	2,142,836	128,531	124,767	6.70
農 業	7	22,792	15,150	909	894	0.05
そ の 他	3,984	7,789,743	4,505,224	270,148	253,889	13.63
分 離 譲 渡	286	5,130,665	4,809,284	179,322	171,372	9.20

#### 4. 個人住民税の所得控除額及び非課税の範囲

##### (1) 平成26年度所得控除額等一覧表

控除の種類	控除額等の内容	
雑 損	次のいずれかの多い金額 ①(損失の金額－保険等により補填された額)－(総所得金額等×1/10) ②(災害関連支出の額－保険等により補填された額)－5万円	
医 療 費	(支払った医療費－保険等により補填された額) －{(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 200万円	
小規模企業 共済等掛金	小規模企業共済法の規定による共済契約により支払った掛金及び地方公共団体が実施する心身障害者共済制度に支払った掛金……………支払った額	
社会保険料	支払った額	
一般生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料	I.平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る控除 支払った保険料が ①12,000円以下の場合 ……………支払った保険料の金額 ②12,000円を超え32,000円以下の場合 ……………(支払った保険料の金額)×1/2+6,000円 ③32,000円を超え56,000円以下の場合 ……………(支払った保険料の金額)×1/4+14,000円 ④56,000円を超える場合……………28,000円 II.平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除 支払った保険料が ①15,000円以下の場合 ……………支払った保険料の金額 ②15,000円を超え40,000円以下の場合 ……………(支払った保険料の金額)×1/2+7,500円 ③40,000円を超え70,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/4+17,500円 ④70,000円を超える場合……………35,000円 III.新契約と旧契約の双方についての保険料控除の適用を受ける場合の控除 イ 新契約と旧契約それぞれで計算した金額の合計額(限度額28,000円) ロ 新契約のみで計算した金額(限度額28,000円) ハ 旧契約のみで計算した金額(限度額35,000円)	
地震保険料	※地震保険契約等に係るものである場合 支払った保険料が ①50,000円以下の場合……………支払った保険料の1/2 ②50,001円以上の場合……………25,000円 ※旧長期損害保険契約等に係るものである場合 支払った保険料が ①5,000円以下の場合 ……………支払った保険料の金額 ②5,000円を超え15,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/2+2,500円 ③15,000円を超える場合……………10,000円 ◆地震保険料、旧長期損害保険料合わせて最高25,000円	
扶養控除等	配偶者 330,000 円 配偶者特別 (配偶者の所得に応じて減額) 老人配偶者 380,000 円 障害者 260,000 円 特別障害者 300,000 円 同居特別障害者 530,000 円 基礎 330,000 円	一般扶養 330,000 円 老人扶養 380,000 円 同居老親等 450,000 円 特定扶養 450,000 円 寡婦(夫) 260,000 円 特定寡婦 300,000 円 勤労学生 260,000 円

※平成24年度より16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止

##### (2) 非課税の範囲

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下である者



## 法 人 の 市 民 税

### 1. 法人市民税の税率

#### (1) 均等割

法人等の区分		均等割額	
資本金	従業員数		
50億円超	50人超	9号(旧1号)	300万円
10億円超～50億円	50人超	8号(旧2号)	175万円
10億円超	50人以下	7号(旧3号)	41万円
1億円超～10億円	50人超	6号(旧4号)	40万円
1億円超～10億円	50人以下	5号(旧5号)	16万円
1千万円超～1億円	50人超	4号(旧6号)	15万円
1千万円超～1億円	50人以下	3号(旧7号)	13万円
1千万円以下	50人超	2号(旧8号)	12万円
上記に掲げる法人以外の法人		1号(旧9号)	5万円

(2) 法人税割                      標準税率      12.3%      ※平成26年10月1日以降から開始する  
事業年度のものについては9.7%

### 2. 法人市民税納税義務者数

単位 件

年 度	合 計	地 方 税 法 第 3 1 2 条 第 1 項								
		9号 (旧1号)	8号 (旧2号)	7号 (旧3号)	6号 (旧4号)	5号 (旧5号)	4号 (旧6号)	3号 (旧7号)	2号 (旧8号)	1号 (旧9号)
平成21年度	<b>2,328</b>	8	3	153	7	134	22	405	15	1,581
22	<b>2,274</b>	9	3	143	7	127	24	397	17	1,547
23	<b>2,203</b>	10	4	135	6	126	18	383	18	1,503
24	<b>2,201</b>	8	3	143	7	122	18	372	19	1,509
25	<b>2,217</b>	8	3	145	8	122	17	364	14	1,536

### 3. 調定件数及び調定額

単位 千円

年 度	合 計		均 等 割		法 人 税 割	
	調定件数	調 定 額	調定件数	調 定 額	調定件数	調 定 額
平成21年度	<b>2,779</b>	<b>470,873</b>	2,647	250,052	822	220,821
22	<b>2,696</b>	<b>485,657</b>	2,536	238,201	790	247,456
23	<b>2,625</b>	<b>447,494</b>	2,513	242,731	704	204,763
24	<b>2,563</b>	<b>448,255</b>	2,460	234,186	716	214,069
25	<b>2,547</b>	<b>471,553</b>	2,439	229,067	746	242,486

※ 法人号数の変更は、平成20年の地方税法改正によるものです。